

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市常磐市民センター運営審議会
- 2 開催日時 令和7年3月3日(月) 午前10時00分から午前10時40分まで
- 3 開催場所 水戸市常磐市民センター 多目的ルーム
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
櫻井 道夫, 後藤 務, 玉井 康浩, 根本 律子, 篠田 和子, 清水 祐司
 - (2) 執行機関
篠原 貴行, 辰見 久美
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 令和6年度事業報告について (公開)
 - (2) 令和6年度利用状況について (公開)
 - (3) 令和7年度定期講座(案)について (公開)
 - (4) その他 (公開)
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称 令和6年度 第2回水戸市常磐市民センター運営審議会
- 9 発言の内容

執行機関 本日は、お忙しい中、御出席賜わりまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第2回水戸市常磐市民センター運営審議会を開会いたします。

本日の会議につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程により、原則公開となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

本日の出席者数を報告いたします。本日は委員全員の方に御出席をいただいております。

ります。出席者数が委員の2分の1以上となっておりますので、水戸市市民センター条例第12条第2項の規定により、当審議會は成立いたします。

それでは、次第に従い議事を進めさせていただきます。次第2の運営審議會会長の____会長より御挨拶を頂戴したいと思います。

____会長 — あいさつ —

執行機関 ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、会議録署名人を指名させていただきます。

今回は____委員と____委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

ここからの進行は、水戸市市民センター条例の規定により、会議は会長が議長になることとなっておりますので、____会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

____議長 それでは、議事に入ります。議事（1）令和6年度事業報告について、執行機関より説明をお願いいたします。

執行機関 — 資料に基づき、令和6年度事業報告について説明 —

____議長 ただいまの説明について、御質問、御意見などありましたらお願いいたします。何か御質問はありますか。

____委員 質問ではないのですが、関連事業のほうで、例えば吹奏楽部の演奏や夏まつりなど常磐小学校の生徒が参加できる機会を沢山作っていただいて感謝申し上げます。ありがとうございました。

____議長 ほかに、何かありますか。ありましたらお願いします。

____議長 ほかになければ、（2）令和6年度利用状況について、執行機関より説明をお願いします。

執行機関 — 資料に基づき、令和6年度利用状況について説明 —

____議長 ただいまの説明について、御質問、御意見などありましたらお願いいたします。

____委員 コロナ禍から比べると昨年度くらいから利用は増えたと思うのですが、コロナ前とくらべ利用はどうでしょうか。

執行機関 令和6年度でコロナ禍前と同じくらいには回復しております。

____委員 近くの市民センターが工事のため利用が増えているということはあるですか。

執行期間 今年度は石川市民センターの定期講座を受け入れておりますのでその分は増えております。

____委員 表－1の使用者区分の市民センターはどういうものですか。

執行期間 定期講座など市民センターの主催事業です。使用者区分の市とは分けて集計しております。

____議長 ほかに、何かありますか。ありましたらお願いします。

____議長 ほかになければ、次に、(3) 令和6年度定期講座（案）について、執行機関より説明をお願いいたします。

執行機関 — 資料に基づき、令和6年度定期講座（案）について説明 —

____議長 ただいまの説明について、御質問、御意見などありましたらお願いいたします。

____委員 定期講座の教室、クラブとサークルの違いは何ですか。

執行機関 教室は、市民センターが講師の選定などの企画・募集をし講座を立ち上げるものです。令和6年度定期講座（案）にあります常磐俳句のような成人の教室については、受講料の徴収など自主運営していただいています。子ども将棋については受講生での自主運営は難しいため市民センターが運営しているものです。そして2年から4年などの一定期間経過後に受講生で主体的運営をするクラブへと移行します。子ども将棋のような小・中学生対象などの年齢制限のある教室につきましては、クラブへ移行せず引き続き教室として運営をしています。サークルとの違いにつきま

しては、教室、クラブにつきましては、活動場所も常磐市民センターに限られ、自主運営はしていますが、市民センターの主催事業となります。サークルにつきましては、ほかの市民センターや市外での活動場所もでき、自主的かつ主体的活動をする団体です。

____委員 講師のいない和裁、卓球１部、卓球（夜）については、クラブとしてやっていくのかと思うのですが。

特に卓球１部は募集が１人など個人の集まりに市民センターが場所を取ってあげていると見えてしまうのでどうかと感じました。

執行機関 和裁につきましては、経験者が新会員を指導する体制ができておりスムーズに運営しております。卓球につきましては、社会福祉協議会常磐支部の人材バンクに卓球講師として登録されている地区の方もおりますので、講師の選任を働きかけていきたいと思います。

____委員 市民センターからクラブに「サークルに変更してください。」とは言えないのですか。

執行機関 言えます。会員が少なくなってしまうたり、新会員の募集ができなくなった場合など、クラブからサークルに移行していただきます。

____委員 サークルになるとこの令和７年度定期講座（案）には掲載されずに自分たちで予約をすることになるのですか。

____委員 クラブなら令和７年度定期講座（案）のように市民センターが場所を取ってくれるのです。長くやっているクラブだと仲間だけでやっているように見えてしまうので、今後はサークルへの移行を検討してもいいかと思います。

執行機関 クラブでも新会員の募集ができないようであれば、会員が固定されてしまいますのでサークルになっていただくことになります。会場の定員と現在の会員数の関係上、募集が難しくなっているクラブもありますので、サークルへの移行を働きかけていきたいと思います。

____議長 ほかに何か御質問はありますか。なければ、(3)令和７年度定期講座（案）については承認いただいたということとします。

